

その他の項目について

1 国その他の機関との連携

(1) 市外の人々との連携等

ア 意義

市民だけでまちづくりを行うのではなく、まちに关心を持つ個人、団体等も巻き込んでまちづくりを行うというもの

イ 参考例

例1 私たち市民は、福祉、環境、経済、観光、教育、…等の様々な分野に関する取組を通じて、市外の人々と連携・協力するとともに、市外の人々の意見や提言等をまちづくりに活用するように努めなければならない。

例2 町民、町議会、町は、様々な活動や交流を通じて、他の市町村や他の国々の人たちの知恵や意見をまちづくりに活かすよう努めます。

(2) 自治体・国等との連携協力（自治体・国等 = 近隣自治体、県、国）

ア 意義

自治体・国等と共通する課題、広域的な課題の解決を図るため、連携協力を強化し、まちづくりを行うというもの。前提として、対等性や自立性がある。

イ 現状

① 一部事務組合、広域連合等

○弘前地区消防事務組合

- ・構成市町村 弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、西目屋村
- ・共同処理する事務 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）等

○その他 弘前地区環境整備事務組合、津軽広域水道企業団、津軽広域連合等

② 定住自立圏構想

○意義

国の施策である本構想は、人口5万人程度以上などの条件を満たす中心市と周辺市町村が、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の新たな取り組み

○取り組みの実施状況（平成24年度上期：市HPより抜粋（1/10取り組み））

・取り組み

救急医療体制の維持及び充実

・内容

圏域の救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともにその充実を図ります。

・連携市町村

弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村

・平成24年度の取り組み

休日・夜間急患診療体制の維持、休日在宅医療体制の維持

・実施状況（上期）

圏域市町村で運営費等を負担し合いながら、圏域全体で急患診療所及び休日在宅医療事業の維持・充実を図っています。

・今後の予定（下期）

弘前圏域定住自立圏連携施策検討会議（医療部会）を開催するなどして、連携方法を協議し、今後も救急医療体制の維持・充実を図っていきます。

ウ 参考例

市は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえて、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主的、自立的発展のために、国及び県に対して政策及び制度の改善等に関する意見・提案を積極的に行うものとする。

(3) 国際社会との連携（国際交流）

ア 意義

地球環境問題等の国際的な共通課題へ取り組む、又は市民、市職員等の人材育成による自治力の向上のため、連携を強化し、まちづくりを行うもの

イ 参考例

例 1 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

例 2 町は、地方自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の分野における協力、支援等を通じて国際交流に努めるものとする。

2 実効性の確保

(1) 意義

自治基本条例の実効性を確保するため、そのための具体的な取り組みを定めるもの

(2) 具体的な取り組み（一般的なもの）

ア 進捗状況の公表

a 意義

個別条例や各種計画が自治基本条例に沿って作られているか、まちづくりの活動が自治基本条例の基本理念や基本原則、手続に則って行われているかなど、その進捗状況を公表することで、行政等が自治基本条例を意識して活動するようにするもの

b 参考例

町は、この条例の趣旨を尊重し、この条例及び他の条例、規則、規程、計画等において、実施した事業の進捗状況等について、毎年1回、適切な方法により公表しなければならない。

イ 自治基本条例の検討・見直し

a 意義

自治基本条例の見直しや改善を同条例に明示し、見直し等を確実に実施することを担保するもの

b 参考例

（この条例の見直し）

第△条 町は、社会経済情勢の変化、まちづくりの進捗状況等を勘案し、この条例の規定について4年を超えない期間ごとに検討し、実効性の確保のために改正する必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。

2 町は、この条例を改正しようとするときは、住民の意見が反映できるように適切な措置を講じなければならない。

ウ 進捗・評価のための市民委員会

a 意義

自治基本条例の円滑な推進を図り、制度の評価、監視のために、その機能を有する市民委員会を設置するもの

b 参考例

（△△市市民自治推進審議会の設置）

第×条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、△△市市民自治推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

（1）まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。

（2）この条例の適切な運用に関すること。

（3）この条例の見直しに関すること。

（4）前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること。

（この条例の見直し）

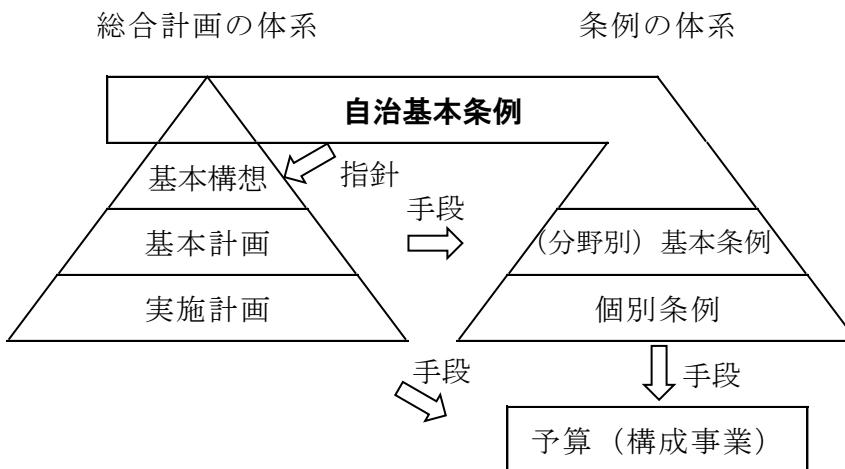
第◇条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会に諮問しなければならない。

3 条例の位置付け

(1) 意義

他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、自治基本条例の内容との整合を図るなど、解釈や運用のなかで自治基本条例のまちづくりにおける最高規範性を確保し、ピラミッド型の体系化を図ることにより、自治基本条例の理念等を全体に行き渡らせようとするもの

(2) イメージ図（条例・総合計画・予算の関係）



※1 自治基本条例は、総合計画を実現する手段としての側面と同時に、自治体運営の基本を定めることによって総合計画の方向付けを行う基本指針としての側面を持つと考えられる。

※2 自治体法務検定公式テキスト 政策法務編（発行 第一法規(株)より抜粋）

(3) 参考例

例1 第1章 総則

(条例の位置付け)

第△条 この条例は、市のまちづくりの基本として位置付けるものとする。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たり、この条例の目的及びまちづくりの基本原則を尊重するよう努めるものとする。

3 議会及び市は、条例、規則等の制定若しくは改廃又は市の基本方向を示す各種計画等の策定若しくは変更に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

例2 第1章 総則

(条例の最高規範性)

第△条 この条例は、市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。

2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。